

新型コロナウイルス感染対策に係る保育所の対応について

令和2年4月20日現在

質 問	回 答
新型コロナウイルス感染症対策のため保育料が減免される休所の事由はどのようなものですか？	国の緊急事態宣言を受けた町の対応であるため、国が示した方針に沿って、下記の理由で保育所を休所する場合に減免いたします。 ① 児童の発熱や風邪症状 ② 家族の発熱や風邪症状 ③ 保護者の仕事が休みのため自宅での保育
保育料減免の手続きはどのようにになりますか？	手続きはできるだけ簡素化します。発熱等の場合は、電話での連絡でも結構です。症状等も含めお知らせください。 なお、これまでの感染症（水痘やインフルエンザ等）で保育所を休む場合と同じく、申告書を保育所に提出いただきます。（別紙「申告書」のとおり） ご自宅で保育が可能な場合については、あらかじめ仕事の都合が分かっている場合は事前に提出願います。当日の場合は熱がある場合と同じく、朝の連絡でも結構です。 町において、その月の出欠状況を集計し、磐梯町保育所保育料徴収規則第4条の規定に基づき「磐梯町保育所保育料日割計算書」を翌月10日までに送付いたします。 保育料については、指定された口座から減免額を差し引いた金額を20日に徴収させていただきます。
病院に勤務しており、休むことができません。これまでどおり子どもを預けることはできますか？	国が示した緊急事態宣言が発出された後の保育所の対応について、医療従事者の子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、離職等をせざる得ない状況が発生しないよう対応することとなっています。 このことから町においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方の子どもの預かりは継続いたします。 不安な面があれば保育所にご相談ください。
会社から自宅待機と言われました。入所は継続できますか？	接触機会を減らすため、自宅で保育が可能な場合は、児童の登所をできるだけ控えていただくようお願いいたします。その間の保育料は減免の対象といたします。 ただし、求職活動が必要な場合などは、保育所にご相談ください。状況に応じ対応いたします。
保育所は休所にはしないのですか？	4月17日に国から発令された緊急事態宣言を受け、当町においては、新型コロナウイルス感染症対策のため保育所を休む場合の減免措置を講じました。 県から新たな措置が示された場合や、会津地域での感染が確認された場合など、県の指導を受けながら、状況に応じて検討を行ってまいります。

保育所で児童・職員に感染者が発生した場合はどうなりますか？	勿論、施設については消毒作業を行いますので、一時的に休所いたします。 保健所と連携し、感染者の状況把握及び濃厚接触者の範囲の確認を行い、休所の期間について判断することになります。
育児休業からの復職を当初予定日から少し延期したいと思います。延期しても入所は可能ですか？	育児休業からの復職については、延期を認めます。 実際に「育児休業からの復職日」の延期を希望される場合は保育所へご相談ください。
求職中ですが、2か月以内に就職しないと退所になってしまいますか？	求職中や就労内定の場合は、2か月以内に就労を開始していただくことになっていますが、就労が開始できない場合は、保育所へご相談ください。 状況等を確認させていただき、すぐに退所を求めないこととします。